

庶務関係細則

2015年7月17日 制定

2019年10月11日 改訂

2020年3月27日 改訂

I. 会員について

イ. 1年限りの学生会員制度を設ける。この会員は、年会費1年分を納入し、当該年度限りで退会とする。入会届提出時に、通常の学生会員と1年限り学生会員のどちらを希望するかを確認する。

ロ. 休会制度について

海外留学（ポスドクを含む）やさまざまなライフイベント（出産・育児・介護等）を理由に学会活動を一定のあいだ休止される正会員・学生会員を対象として休会制度を設置する。休会期間中は会員の資格は維持するが、年会費は免除となる。休会の条件は、1) 正会員あるいは学生会員であること、2) 申請する年度までの会費が完納されていること、とする。休会期間中は、総会での議決権、ならびに会長・評議員選挙の選挙権と被選挙権は停止される。また、年大会での一般演題の発表はできない。なお、休会を解消して復会する場合は、学会事務局にその旨を連絡のうえ、復会を希望する当該年度の会費を納入することとする。また、休会期間は年度単位（1月1日～12月31日）とし、申請した次年度から最長で3年度まで適用できる。ただし、再申請は妨げない。

ハ. 原則65歳以上の定年退職者で申し出があれば、一括して3万円を支払うことによって、永年会員として生涯正会員資格を維持できる。

二. 会員が亡くなった際の学会としての対応

名誉会員の逝去に際しては、追悼文を雑誌に載せ、事務局が会長と相談し会長名でお花を送る。一般会員の逝去に際しては、故人を知る方に略歴や研究業績等について、200～300字程度であまり堅苦しくならないよう大らかに書いていただき、編集委員会で確認と簡単な校正を行った後雑誌に掲載する。

II. 評議員会について

イ. 評議員は、会員の選挙により全会員の8%程度の人数を電子投票により選出する。会長による推薦者を2名まで加えることができる。会長は評議員の人数に含めない。

ロ. 評議員会は、会員によって選出された評議員および会長で構成する。ただし、議長は会長が務めるものとする。

ハ. 評議員会は、評議員会構成員の過半数の出席をもって成立する。評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長がこれを決定する。なお、電子メール評議員会の場合は、返信を持って出席とみなす。

ニ. 評議員会は、会長の指名によって庶務補佐をおくことができる。

ホ. 会長・評議員・監事の任期は、学会の最終日の翌日から3年後の学会の最終日までとする。ただし、会計年度は総会の日から翌年の総会の前日までとする。

III. 総会について

総会の議決は、総会出席者の過半数によって決する。ただし、可否同数のときは会長の決するところとする。

IV. 学会賞、教育賞、奨励賞、若手国外派遣助成について

学会賞、教育賞、奨励賞、若手国外派遣助成については、応募の時点で、受賞対象者の学会費の滞納がないこと。また、ベストプレゼンテーション賞については学会講演申込時に学会費の滞納がないことを、庶

務・会計は確認する。また、それぞれの受賞時まで学会費の滞納が解消されない場合にはこれを取り消すことができる。

V. 国際委員の選出と任期について

- 1) 国際委員の 1 名は学会長とする。他の 1 名は学会長および評議員の互選により選出する。
- 2) 後者の委員の任期は 4 年とする。
- 3) 委員がやむを得ない理由で、会議に出席できなくなった場合は、国際委員と会長とで協議の上、会長が会員の中から指名する。
- 4) 任期中の委員の辞退等による新たな委員の任期は、前任者の任期の残りの期間とする。
- 5) 委員の再任は妨げないが、学会長以外の委員の任期は原則として通算 8 年までとする。

VI. 会長代行について

会則 5 条において、緊急の場合に任命された会長代行の評議員会での投票権については、会長分の 1 票を当て（委任し）合わせて 2 票とすることはせず、自らが本来もつ評議員分の 1 票のみとする。